

ID: 2

担当部署: 総務部総務課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市庁舎管理規則 第7条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第11号		
【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合において庁舎を使用しようとする者は、あらかじめ西東京市庁舎使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を庁舎管理者に提出し、許可を受けなければならない。 (1) 公用以外の目的で多数集合し、庁舎に入ろうとするとき。 (2) 寄附金を募集し、又は物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為をしようとするとき。 (3) 公用を目的とする物以外の文書その他の印刷物を配布しようとするとき。 (4) 公用を目的とする物以外の張紙、印刷物、立札又は立看板等を掲出しようとするとき。 (5) 庁舎管理者が定める庁舎内の自動車の駐車場(以下「駐車場」という。)以外の庁舎に自動車を駐車しようとするとき。 (6) 前各号のほか本来の目的以外に庁舎を一時使用しようとするとき。 2 前項により許可するに当たって庁舎管理者は、必要な条件を付けることができる。 3 庁舎管理者は、第1項の申請書が提出されたときは、許可の可否を決定し、申請者に通知するとともに許可をする場合においては、西東京市庁舎使用許可書(様式第2号)を交付する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日